

# 多摩大学 I R 推進室規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人田村学園組織運営規程第22条に基づき、I R (Institutional Research) 推進室（以下「I R 推進室」という。）の構成及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (業務)

第2条 I R を大学意思決定における支援と位置付け、本学の I R を推進するため、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 教育の取組状況や学習成果等について点検・評価するために、データや資料を収集し、分析すること。
- (2) 教育の質の改善・向上を図るためのデータを各部門に収集させ、活用すること。
- (3) 学長、学部長の意思決定が円滑に進むように、各部門が保有するデータを収集、分析し、役立つ情報に変換し、学内で共有すること。

2 本学の I R を推進するため、必要に応じて、I R 推進室は独自の各種調査、アンケート等を実施することができる。

## (室員)

第3条 I R 推進室に、専任の教育職員又は事務職員を1名以上置く他、兼担の教育職員又は事務職員を置くことができる。

2 兼担の室員の任期は、1年とする。

## (I R 会議)

第4条 I R について次の各号の一に定める内容を審議するため会議（以下「I R 会議」という。）を設ける。

- (1) I R の基本方針及び実施体制に関する事項
- (2) I R の目標、計画及び評価に関する事項
- (3) その他 I R の推進に関する事項

2 I R 会議は、原則月に1回開催するものとする。

3 I R 会議は、必要に応じ、関連知識を有する教職員等又は外部の有識者に出席を求め、意見を聴取することができる。

## (部門の協力)

第5条 学部、大学院及び研究所等大学内の各部門は、I R 推進室の求めに応じ、保有するデータを送付・提供する等協力し、対応を行うこととする。

## (雑則)

第6条 横断的な連携を行うため、企画・評価室が I R 推進室を所管する。

2 この規程に定めるもののほか必要な事項は、I R 会議で審議のうえ、学部長、研究科長及び事務局長が協議して定める。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。